

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 8 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700092 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700083 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を2万8,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月

A社から、育児休業期間中であった平成15年7月に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与明細支給表 2002 年度下期」(写)、A社の回答及び複数の同僚の預金通帳(写)により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払(2万8,000円)を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成15年*月*日から同年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表 2002 年度下期」(写)において確認できる賞与額から、2万8,000円とすることが必要である。

なお、請求期間の賞与支給日については、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細(写)及び預金通帳(写)から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700081号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700084号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は、23万8,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を23万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日
② 平成20年7月11日

A社において、平成20年7月11日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年9月12日に賞与が支給されたこととなっている。

平成20年9月12日には賞与が支給されていないので、当該賞与に係る記録を取り消し、同年7月11日に賞与が支給された記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録において、請求者の標準賞与額は23万8,000円と記録されているところ、請求者から提出された預金通帳(写)、複数の同僚から提出された「平成20年分給与所得の源泉徴収票」(写)、平成20年の給与明細書(写)及び同年の賞与明細書(写)並びに元取締役の回答から、請求者は、当該期間においてA社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」(写)により、請求者は、当該期間に23万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与

額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700079号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700016号

第1 結論

昭和49年1月から昭和51年9月までの請求期間及び昭和52年6月から昭和58年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年1月から昭和51年9月まで
② 昭和52年6月から昭和58年12月まで

昭和49年頃に、母親が、私の国民年金の加入手続をA市役所B支所で行い、請求期間①及び②の国民年金保険料についても、毎月、家族の分と一緒に私の分を同支所で納付していたと、昭和59年3月頃に母親から聞いていたにもかかわらず、請求期間①及び②の保険料が未納になっている。請求期間①及び②が未納となっていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続について、母親が昭和49年頃に行い、請求期間①及び②の国民年金保険料についても、母親が毎月、家族分と自身の分と一緒に納付していたと母親から聞いたと主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっており証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の請求期間①及び②当時の住所地であるA市は、請求者の国民年金の加入履歴は確認できないと回答している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間①及び②は、合計112か月と長期間に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、請求期間①及び②について国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。